

【現行】

(13) 酒田市八幡体育館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
アマチュアスポーツ に使用する場合	高校生以下	全面	1時間につき 640円
		片面	1時間につき 320円
	一般	全面	1時間につき 1,290円
		片面	1時間につき 640円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 100円
一般	1人1回につき 210円

摘要 使用の単位は、午前8時30分から午後零時30分まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。

ウ 附属施設設備使用料

使用区分	使用料	
	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
放送設備	1時間につき 510円	1時間につき 510円

エ 電気使用料

使用区分	使用料	
全館	1時間につき 1,540円	
体育室	全灯	1時間につき 1,030円
	半灯	1時間につき 510円

摘要 片面を使用して電灯を点灯したときの電気使用料は、1時間につきその点灯した区分に応じた電気使用料の1/2の額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

【令和元年10月1日改正】 消費増税内容

(13) 酒田市八幡体育館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
アマチュアスポーツ に使用する場合	高校生以下	全面	1時間につき 660円
		片面	1時間につき 330円
	一般	全面	1時間につき 1,320円
		片面	1時間につき 660円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

摘要 使用の単位は、午前8時30分から午後零時30分まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。

ウ 附属施設設備使用料

使用区分	使用料	
	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
放送設備	1時間につき 520円	1時間につき 520円

エ 電気使用料

使用区分	使用料	
全館	1時間につき 1,570円	
体育室	全灯	1時間につき 1,050円
	半灯	1時間につき 520円

摘要 片面を使用して電灯を点灯したときの電気使用料は、1時間につきその点灯した区分に応じた電気使用料の1/2の額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

【令和2年4月1日改正】 使用料見直内容

(12) 酒田市八幡体育館

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料	
高校生以下		全面	1時間につき 660円
		片面	1時間につき 330円
一般		全面	1時間につき 1,320円
		片面	1時間につき 660円

→入場料を徴収する場合等は割増料金となります。

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前8時30分から午後零時30分まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。

→ア の使用料に含まれます。

→ア の使用料に含まれます。